

高千穂町告示第60号

令和2年第2回高千穂町議会定例会を次のとおり招集する

令和2年6月1日

高千穂町長 甲斐 宗之

- 1 期 日 令和2年6月8日
- 2 場 所 高千穂町役場議場

---

○開会日に応招した議員

佐藤さつき議員	板倉 哲男議員
磯貝 助夫議員	安在 昭則議員
本願 和茂議員	中島 早苗議員
馬原 英治議員	佐藤 久生議員
坂本 弘明議員	工藤 博志議員
富高健一郎議員	富高 友子議員
佐藤 定信議員	

---

---

令和2年 第2回 高千穂町議会定例会会議録(第1日)

令和2年6月8日(月曜日)

---

議事日程(第1号)

令和2年6月8日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 報告第3号 令和元年度高千穂町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第6 議案第25号 高千穂町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第26号 高千穂町立保育所設置条例の一部改正について
- 日程第8 議案第27号 公の施設に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第28号 高千穂町保育料条例の一部改正について
- 日程第10 議案第29号 高千穂町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第30号 高千穂町介護保険条例の一部改正について
- 日程第12 議案第31号 令和2年度高千穂町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第32号 令和2年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第33号 令和2年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第34号 令和2年度高千穂町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第35号 令和2年度高千穂町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第36号 令和2年度高千穂町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第37号 令和2年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第38号 令和2年度高千穂町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第39号 財産の取得について
- 日程第21 議案第40号 工事請負契約の締結について
- 日程第22 議案第41号 団体営農村地域防災減災事業の施行について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について

- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 報告第3号 令和元年度高千穂町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第6 議案第25号 高千穂町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第26号 高千穂町立保育所設置条例の一部改正について
- 日程第8 議案第27号 公の施設に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第28号 高千穂町保育料条例の一部改正について
- 日程第10 議案第29号 高千穂町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第30号 高千穂町介護保険条例の一部改正について
- 日程第12 議案第31号 令和2年度高千穂町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第32号 令和2年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第33号 令和2年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第34号 令和2年度高千穂町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第35号 令和2年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第36号 令和2年度高千穂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第37号 令和2年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第38号 令和2年度高千穂町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第39号 財産の取得について
- 日程第21 議案第40号 工事請負契約の締結について
- 日程第22 議案第41号 団体営農村地域防災減災事業の施行について

---

出席議員（13名）

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 佐藤さつき議員  | 2番 板倉 哲男議員  |
| 3番 磯貝 助夫議員  | 5番 安在 昭則議員  |
| 6番 本願 和茂議員  | 7番 中島 早苗議員  |
| 8番 馬原 英治議員  | 9番 佐藤 久生議員  |
| 10番 坂本 弘明議員 | 11番 工藤 博志議員 |
| 12番 富高健一郎議員 | 13番 富高 友子議員 |
| 14番 佐藤 定信議員 |             |

---

欠席議員（なし）

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 甲斐 順生

書記 佐藤健次郎

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	甲斐 宗之	副町長	……………	藤本 昭人
教育長	……………	濱田 琢一	総務課長補佐	……………	安在 浩
財政課長	……………	佐藤 英次	税務課長	……………	須藤 浩文
町民生活課長	……………	興梠 晶彦	企画観光課長	……………	山下 正弘
福祉保険課長	……………	有藤 寿満			
農林振興課長兼農業委員会事務局長	……………				甲斐 徹
農地整備課長	……………	佐藤 峰史	建設課長	……………	佐藤 雄二
会計管理者	……………	興梠 貴俊	病院事務長	……………	戸高 雄司
保健福祉総合センター事務長	……………				林 謙一
上下水道課長	……………	江藤 良一			
教育委員会次長兼教育総務課長	……………				河内 晴彦
監査委員	……………	中尾 清美			

午前10時00分開議

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 御着席ください。

議長の許可を得ていますので、暑い方は上着をおとりください。

○議長（工藤 博志議員） ただいまから、令和2年第2回高千穂町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（工藤 博志議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、議席番号12番、富高健一郎議員、議席番号13番、富高友子議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（工藤 博志議員） 次に、日程第2、会期の決定について議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から6月19日までの12日間にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月19日までの12日間と決定しました。

なお、今会期の内訳につきましては、皆様のお手元に配付しています会期予定表のとおり行うこととします。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（工藤 博志議員） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、監査検査結果の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の規定に基づく例月現金出納検査の結果が議長に提出されていますので、その写しの配付をもって報告とします。

続いて、議会運営委員会の閉会中の継続調査の報告を行います。

委員長から委員会調査報告書が議長に提出されていますので、その写しの配付をもって報告とします。

続いて、議員派遣の報告を行います。

会議規則第129条第1項の規定に基づき、議員の派遣予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今回は中止しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

### 日程第4. 行政報告

○議長（工藤 博志議員） 次に、日程第4、行政報告を求めます。町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） おはようございます。

本日、高千穂町議会第2回定例会に、議員の皆様には何かとお忙しい中に御出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

先月、5月14日には、第2回臨時会にて新型コロナウイルス感染症に対する国及び町独自の経済対策費等について御審議をいただいた上、原案どおり可決をいただきました。

各種支援対策の給付金、補助金等の申請状況等につきましては、後ほどまた御説明を申し上げますが、いずれも早期にかつスムーズに受付及び支払事務を進めることができいております。御理解と御協力に対しまして心より感謝を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、全国に出されておりました緊急事態宣言が、まず、5月14日に39県で解除、その後、21日に大阪府を含む関西2府1県で解除、25日には北海道と首都圏の1都3県で解除されたことにより、4月7日以来、48日ぶりの国内全面解除となりました。

本県におきましても、4月11日以降、新たな発生なく第一波を封じ込めることができ、17名の感染確認者全員が5月25日を最後に退院をされております。

しかしながら、国内において完全にウイルスの存在がなくなったわけではなく、一部、北九州や東京での再度増加の兆しが見えるなどしたように、第二波拡大の可能性は否定できない状況です。

しばらくは新しい生活様式を実践し、新型コロナウイルスの存在を強く意識しながらの共存、いわゆるウィズコロナの中で常に警戒を続ける必要があると感じているところでございます。

また、一方で、新型コロナウイルスにより落ち込んだ経済を回していく、大打撃を受けている小売店や飲食店、ホテルや旅館などの宿泊事業所の営業活動を通常に戻していく道筋をつくることも求められております。

九州地方知事会では、6月1日から県境を越えた移動自粛について段階的に緩和する方針を打ち出し、6月19日から県外への観光訪問を可能とする方針が示されております。

町内では、高千穂峡の貸しボートが5月25日から再開されたほか、町内飲食店の利用も少しずつ戻ってきている状況であります。今後、本格的にV字回復ペースに入ることを見越して、さらに様々な支援策を講じてまいりたいと考えております。

本議会においても高千穂町としての第2弾となる経済対策、感染予防対策に係る予算を御提案させていただきますが、国においては自治体の経済対策等に活用できる追加の地方創生臨時交付金の配分が予定されております。

先週末、5日には、河野宮崎県知事が西臼杵の状況を視察され、少人数による会食を交えた地域経済懇談会にて意見交換会をさせていただきました。

また、あさって10日には、町内経済団体に御参集いただき、各業態ごとの現状を把握し、今後必要とされる支援策等について意見交換する場を持つこととしており、宮崎県とも情報共有と連携を深めながら、本町第3弾となる真に必要で有効な支援対策の立案につなげたいと考えております。

それでは、当面する町政の状況について御報告をいたします。

初めに、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策への対応状況について御報告をいたします。

まず、特別定額給付金の給付状況についてでございます。

令和2年4月27日時点の住民基本台帳登録者4,993世帯、1万1,944人に対し、1人当たり10万円の給付を行うものですが、本日8日現在で4,452世帯1万872人、91.02%の方に対し給付が完了しております。

8月19日が申請期限でありますので、現在、IP告知放送による1回目の申請勧奨を行っております。今後もIP告知放送や電話などによる申請勧奨を随時行ってまいります。

次に、児童手当の受給対象児童1人当たり1万円を給付する、子育て世代への臨時特別給付金の状況について御報告をいたします。

令和2年3月31日時点の児童手当受給対象者の一般分585世帯、1,105人の方に対し、本日までに全て給付を完了しております。

今後は、公務員分の申請受付を継続しながら、早急に給付してまいります。

次に、町独自の経済対策支援事業の状況について御報告をいたします。

6月4日までの状況でございますが、まず初めに、国の支援への申請書類を専門家に依頼する費用の補助であります、雇用維持緊急対策支援補助金については、1件10万円の申請があり、既に交付済みであります。

次に、家賃や売掛金、水光熱費など売上げの有無にかかわらず必要となる経費等を補助する家賃等緊急対策支援補助金については102件、金額にして2,857万7,000円の申請があり、交付済額は2,398万3,000円であります。

次に、宿泊業に対して、昨年の実績などにより算定をする、宿泊業緊急対策支援補助金に関しては33件、354万3,000円の申請があり、交付済額は349万5,000円であります。

合計いたしますと、件数136件、金額にして3,222万円の申請で、交付済額は2,757万8,000円となっております。

申請や相談は、現在も毎日多く寄せられておりますので、今後も申請に対してできるだけ早く交付するよう努めてまいります。

次に、セーフティネット等融資制度における認定については、34件の認定をしております。これは、売上げ減少等に対応する融資を受ける条件を満たしているという認定をするものですが、これについても、申請があればできるだけ即日認定を行うようにしているところでございます。

また、5月の臨時議会において、町内の景気浮揚策としてプレミアム付き商品券発行補助金を増額補正させていただきました。その際、町内により多くの金額が循環することを重視し、プレミアム率10%を予定しているということで御説明申し上げましたが、県でも6月議会でプレミアム率30%の商品券発行補助金を計上されるとのことであり、7月に発行予定の商品券については、町と県の補助金を合わせて活用し、県の意向も考慮した上で30%のプレミアム率で発行する方向で商工会と協議をしているところでございます。

この件につきましては、県補助金を補正予算案の中で計上させていただいておりますので、御審議いただきますようお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症に関する、町独自の新たな支援対策について御報告をいたします。

4月30日成立の国の第1号補正で予算化されました、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、5月の臨時会でも御説明申し上げましたとおり、本町の第一次交付限度額は9,970万3,000円となっております。

さきの1号補正で計上した事業に充当することに加え、新型コロナウイルス感染症による本町への経済影響等を鑑み、今回の第2号補正予算案で新たに9事業を計上し、その財源に充てる考えであります。

まずは、新たな感染拡大防止対策の一つといたしまして、町立病院の受入態勢、環境を整備いたします。

疑似感染者から検体を採取する接触者外来で、電子カルテ等を使用できる通信機器等の環境整備及び第二波、第三波で県内の感染症指定医療機関が満床となり、町立病院でもコロナ対応病床を確保する必要がある場合に備えた態勢整備に取り組みたいと考えております。

また、必要な衛生用品を支給するため、幼稚園・保育園・老人施設等40施設を対象にマスクを配布する必要物品供給事業や、避難所の衛生環境を保つため、マスクや仕切り用段ボール、消毒備品等を備蓄する防災活動支援事業も計画しております。

次に、子育て世代への支援策ですが、小中学生を持つ家庭について、学校を通じた2か月分の給食費補助や、臨時休業の影響で廃棄となった給食食材分の費用負担助成により、長期休業での保護者の負担を少しでも軽減したいと考えております。

また、高校生につきましては、本町に住民票があることが条件ではありますが、1人当たり1万円分の商品券を配布したいと考えております。

就業環境の変化の影響を受けやすい、独り親家庭等に対しては、対象児童1人当たり1万円の給付金を支給することとしております。

最後に、経済対策といたしまして、農林業の分野で現在特に経営が厳しく、資金繰りが困難になってきている肥育農家への支援や農産物消費拡大事業として、JAミートセンターや農産部、高千穂がまだせ市場を窓口、町外に居住する学生、親戚知人等に町内在住者から、本町で生産された高千穂牛や野菜、加工品等の食材を送る際の箱代や送料を負担する農畜産物支援事業を行うこととしております。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、息の長い対策になると予想されます。国も第二次補正予算による交付金追加配分を検討されておりますので、その時々々の状況を見ながら対策

を重ねてまいりたいと存じます。

次に、本町への観光客入り込み状況について御報告をいたします。

まず、今年のゴールデンウィークの観光客の入り込みについてでございます。

今年は、御存じのとおり新型コロナウイルス感染症により全国に緊急事態宣言が出され、外出自粛、特に県をまたいでの移動については強く自粛要請が出されたところであります。

本町においても、期間中、高千穂峡周辺駐車場を全て閉鎖し、ボート運営等も休止され、お土産品店、宿泊施設などもほとんど休業をされました。

そうした中、今年の入り込み数は、4月29日から5月6日までの8日間で3,110人となりました。これは、例年と推計の仕方は違いますが、昨年は10連休で15万6,360人の入り込みでありましたから、数字だけ見れば昨年比98%の減ということになります。

本町観光にとっては非常に厳しい数字ではありますが、その分、町民の皆様の感染症に対する不安を取り除くことについては、一定の効果があつたと考えているところでございます。

当初考えていたよりもかなりの長期戦になっている状況ではありますが、緊急事態宣言も解除され、時期を見ながら、段階を踏みながら、少しずつでも観光高千穂を取り戻していきたいと考えているところでございます。

一方、平成31年、令和元年の観光統計について御報告いたしますけれども、観光客入り込み数は136万8,400人で、平成30年と比較して3万3,000人、率にして2.4%の減となりました。ほぼ横ばいといった状況ではありますが、夏休み期間に高千穂峡ボートが数日しか運航できなかったように、天候が悪かったことなどが影響しているのではないかと考えております。

しかしながら、宿泊者数及び観光客消費額は、過去最高であった昨年の実績を上回っております。宿泊者数が20万9,800人で、対前年比4.2%の増、消費額は61億3,735万7,000円、対前年比1.7%の増となっております。

また、外国人観光客の入り込み数は10万8,600人と、対前年比7.1%の増となり、毎年増加している状況でございます。

これらは、着地型観光による関係各位の取組が実を結んできているのではないかと考えておりまして、関係各位の御尽力に深く感謝を申し上げ、敬意を表する次第でございます。

先ほども申し上げましたが、新型コロナウイルスの影響で、今後がなかなか見通せない状況ではございますが、状況に応じて時期を逃さず適切な施策を講じてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方の御助言、御協力をお願い申し上げます。

次に、町制施行100周年記念事業についてでございます。

5月25日に新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が解除されたことを受け、6月1日に

町制施行100周年記念事業実行委員会を設置したところでございます。

昨年度から計画を進めておりました記念事業やイベントについてでございますが、初めに、ソフトバンクホークスの試合協賛については、御承知のとおり新型コロナウイルス感染症の影響により、プロ野球の開幕が今月19日に延期となり試合日程等が大幅に変更となったため、今年度の開催はできなくなりました。

また、ソラシドエアの機体広告については、今年の10月から1年間の予定で運航する予定でしたが、今年度は期待するような効果が得られないとの判断から、来年度に延期したいと考えております。

のど自慢につきましても、6月5日にNHKから発表されましたが、7月5日の高千穂町での開催は中止となりました。今後の開催については、再度、NHKに要望してまいりたいと考えております。

記念ソング作成については、5月27日現在、全部で117の応募をいただいておりますが、状況を鑑み、審査日程を延期し、併せて歌詞応募の締切りを5月8日から6月30日まで延期したところであります。

その後は、予定どおり11月中旬には披露できるように進めていきたいと考えております。

また、毎年8月に開催をしておりますサルタフェスタですが、県内の8月開催のイベントにおいても、そのほとんどで開催中止が決定していること、屋外において来場者の管理、ソーシャルディスタンスの確保等が困難ではないかとの判断から、今年度はやむなく中止をすることといたしました。

町民の皆様が楽しみにされているイベント等を中止せざるを得ない状況は本当に残念でございますが、町勢要覧や町史につきましては、現在作成中でありますので、今年度中に皆様にお披露目できると考えております。

これから100周年記念事業実行委員会での準備を進め、町内の100周年の機運を高め、10月に記念式典を開催したいと考えておりますので、議員の皆様の御協力をお願い申し上げます。

最後に、5月15日から16日の豪雨に伴う災害について報告をいたします。

5月15日から16日にかけて、町内では断続的に雨が降り続き、押方観測所での最大24時間雨量は152ミリを記録いたしました。

その豪雨を受け、町道の災害が1箇所、農地災害が4箇所、農業用施設の災害が2箇所発生しております。

町道の1箇所については、押方・三ヶ所線の芝原西花の群集落から2キロほど先でのり面が崩壊し、通行止めとなっている状況でございます。

現在、緊急施工により崩土除去を行い、早期開通に取り組んでいるところでありますが、被害額は1,200万円となっております。

また、農地災害4箇所のうち災害復旧事業該当が見込まれる2箇所の被害額は約400万円、農業用施設2箇所のうち災害復旧事業に該当する1箇所の被害額は約1,500万円と見積もっております。

今後、降雨の多い時期となることや、毎年20前後の台風が襲来しておりますので、災害に備える連絡体制の強化や、町民の皆様に対する的確な情報伝達に努め、人的被害を出さないようしっかりと取り組んでまいります。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（工藤 博志議員） 以上で、町長の行政報告が終わりました。

---

日程第5. 報告第3号

日程第6. 議案第25号

日程第7. 議案第26号

日程第8. 議案第27号

日程第9. 議案第28号

日程第10. 議案第29号

日程第11. 議案第30号

日程第12. 議案第31号

日程第13. 議案第32号

日程第14. 議案第33号

日程第15. 議案第34号

日程第16. 議案第35号

日程第17. 議案第36号

日程第18. 議案第37号

日程第19. 議案第38号

日程第20. 議案第39号

日程第21. 議案第40号

日程第22. 議案第41号

○議長（工藤 博志議員） 次に、日程第5、報告第3号から日程第22、議案第41号までの報告1件、条例改正6件、補正予算8件、その他の議案3件の町長提出報告議案、合計18件の提案理由の説明を求めます。

最初に、町長の説明を求めます。町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、提案理由の説明をいたします。

本日提案します議案は、報告1件、条例案件6件、補正予算8件、その他3件の合計18件でございます。

まず、報告第3号令和元年度水道事業会計予算繰越計算書の報告でございますが、お手元に配付の計算書のとおり、令和2年度に上水道地図情報システム構築業務委託事業を繰り越しましたので、法の定めにより報告するものでございます。

次に、議案第25号高千穂町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の患者もしくは疑いのある者に接して行う診療及び看護、患者等に係る検体の採取及び検査、患者等の移送、患者等が使用した物件の消毒などに従事する職員に対し、国に準じて特殊勤務手当を支給するための条例改正であり、公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第26号高千穂町立保育所設置条例の一部改正について及び議案第27号公の施設に関する条例の一部改正について並びに議案第28号高千穂町保育料条例の一部改正につきましては、関連する改正でありますので併せて御説明いたします。

今回の改正は、昭和45年6月に開園後50年間運営を続けてまいりました田原保育園が、園児の減少や施設の老朽化等を理由に令和2年3月28日をもって閉園したことに関連し、田原保育園の項を関係条例から削除するものでございます。

この改正は、公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第29号高千穂町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この制度は、受給資格者証をお持ちの助成対象者の方が医療機関で入院や外来、調剤薬局を利用した場合、月1,000円を上限に受診できるというものであります。これまで入院の場合は、退院のときに月1,000円のみをお支払いいただく、いわゆる現物給付を行っていましたが、今回の改正において、外来診療や調剤薬局を利用する場合にも入院と同じ現物給付を行えるようにするために、条例の一部を改正するものでございます。

この条例は、公布の日から施行し、令和2年8月1日から適用するものでございます。

次に、議案第30号高千穂町介護保険条例の一部改正について御説明いたします。

今回の条例改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった方々等に対する介護保険の第1号被保険者の保険料の減免措置を講ずるために、条例の一部を改正するものでございます。

この改正は、公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第31号から議案第38号までの補正予算議案8件について御説明いたします。

まず、議案第31号令和2年度高千穂町一般会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,083万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を104億7,137万3,000円とするものでございます。

今回の補正は、職員の定期異動に伴う人件費及び先ほど行政報告で申し上げました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した町独自の経済対策や支援策の事業費、新たに採択となった事業費予算計上が主なものでございます。

議案第32号から第38号までの各特別会計、企業会計の補正予算につきましても、職員の異動に伴う人件費の補正が主なものでございます。

各会計ごとの補正内容につきましては、後ほどそれぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

次に、議案第39号財産の取得について御説明申し上げます。

現在、高千穂産婦人科診療所が診療されております、三田井、神殿の宮崎県たばこ耕作組合所有の土地・建物を取得するため、地方自治法及び町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第40号工事請負契約締結について御説明申し上げます。

令和2年度高千穂町防災行政無線施設整備工事の契約締結に伴う議案につきましては、令和2年5月27日に仮契約を交わしたものであり、地方自治法及び町条例の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

最後に、議案第41号団体営農村地域防災減災事業の施行について御説明いたします。

団体営農村地域防災減災事業としまして、今藤地区と西の内地区を実施いたしたく、土地改良法第96条の2第2項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

なお、各議案ごとの詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（工藤 博志議員） 以上で、町長の説明が終わりました。

これから関係課長の説明を求めます。

初めに、議案第25号について、総務課長補佐。

○総務課長補佐（安在 浩課長補佐） それでは、議案第25号高千穂町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症から国民の生命や健康を保護するための作業に従事する職員の感染

リスクや厳しい勤務環境等を鑑み、特例的に職員に対し手当を支給することで国の人事院規則が改正されました。それに伴いまして、本条例の一部を改正し、新型コロナウイルス感染症の患者もしくは疑いのある者に接して行う診療及び看護、患者等に係る検体の採取及び検査などに従事する職員に対し、特殊勤務手当を支給する内容での改正であり、特殊勤務手当は1日3,000円でございます。

この改正は、公布の日から施行するものでございます。

以上であります。

○議長（工藤 博志議員） 続いて、議案第26号、第27号、第28号、第29号、第32号、第36号について、福祉保険課長。

○福祉保険課長（有藤 寿満課長） お疲れさまです。よろしくお願いたします。

福祉保険課所管の条例改正議案4件、補正予算議案2件につきまして御説明いたします。

議案集5ページを御覧ください。

議案第26号高千穂町立保育所設置条例の一部改正について御説明いたします。

今回の改正は、令和2年3月28日に閉園しました田原保育園を関係条例から削除するものであります。

6ページを御覧ください。

条文では、第2条の表から名称・位置に関する高千穂町田原保育園の項を削除するものであります。

この改正は、公布の日から施行するものであります。

次に、議案集7ページを御覧ください。

議案第27号公の施設に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この改正も田原保育園の閉園に伴うもので、8ページの条例第2条、別表第1から名称、設置目的、位置に関する「高千穂町田原保育園」の項を削除するものであります。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、議案集9ページを御覧ください。

議案第28号高千穂町保育料条例の一部改正について御説明いたします。

この条例も田原保育園の閉園に伴うもので、10ページの条例第2条第1項第10号の条文のうち「（田原保育園を除く。）」と条例第3条第5項の条文のうち「（田原保育園を含む。）」をそれぞれ削除するものであります。

この改正は、公布の日から施行するものであります。

次に、議案集11ページを御覧ください。

議案第29号高千穂町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について御説明いた

します。

まず、この条例における医療費助成対象者、重度心身障害者とは、身体障害者手帳1級または2級所持者、本町には4月1日現在268名おられます。療養手帳A所持者44名、身体障害者手帳3級かつ療養手帳B—1の両方をお持ちの方9名、合計321名の方が助成対象者で受給資格者証をお持ちであります。

この制度は、助成対象者の方が医療機関で入院や外来、調剤薬局を利用した場合、月1,000円で受診できるというものであります。

入院の場合は、退院のときに助成対象者は支払窓口で月1,000円のみを支払えばよく、いわゆる現物給付を行っております。外来診療や調剤利用の場合は、保険給付に基づき助成対象者は3割などの個人負担分を一度支払った後、領収書を福祉保険課窓口に提出することにより1,000円を差し引いた額を払い戻しする、いわゆる現金給付を行っております。

今回の改正では、入院の場合はそのまま変更はありません。外来診療や調剤利用をする場合、入院と同じ現物給付とする改正であります。具体的には、外来診療と調剤はワンセットと考え、外来を受診した場合、調剤を利用しても助成対象者は調剤利用分を別に支払う必要はなく、1医療機関ごとに月500円を上限に支払えばよくなります。

ただし、同じ医療機関なら、月2度、3度利用しても500円で受診できますが、一月に別々の3つの医療機関を受診すると1,500円を支払う必要があります。これまでより多く支払う場合も出てきます。これは、同じ診療内容で幾つもの医療機関の多受診を控えていただくための取組でもあります。

12ページの条文につきましては、これまで説明いたしました内容、第4条及び第5条でお示ししております。また、第2条では「社会保険確保」などを「医療保険確保」に改め、第7条に高齢者の医療の確保に関する法律を追加し、第2条第5項にお示しの内容を追加しております。

この条例は、公布の日から施行し、令和2年8月1日から適用されるものであります。

次に、議案集45ページを御覧ください。

議案第32号令和2年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ591万4,000円を増額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ19億2,905万4,000円とするものであります。

47ページ、歳出から説明させていただきます。

総務費618万5,000円の増は、令和2年度より後期高齢者医療保険被保険者を対象に保険事業と介護予防を一体的に取り組む国庫補助事業を活用し、血液検査などの結果を基に科学的根拠に基づいた保健指導に力を入れるため、福祉保険課国保係に保健師を1名増員するもの及び

人事異動による人件費の増であります。

保険事業費27万1,000円の減は疾病予防費で、産休職員の代替、会計年度任用職員の雇用のための増、保健福祉総合センターの管理運営費で、保健師など5名の職員の人事異動などによる減が主なものであります。

46ページ、歳入であります。繰入金591万4,000円の増は、職員給付費等に伴う一般会計繰入金と保険事業と介護予防を一体的に取り組む国庫補助事業の後期広域連合からの受託費を一般会計経由で国保特別会計に繰り入れるものであります。

49ページ以降、事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

次に、議案集117ページを御覧ください。

議案第36号令和2年度高千穂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ165万6,000円を増額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ1億9,427万2,000円とするものであります。

119ページ、歳出から説明させていただきます。

総務費165万6,000円の増は、後期高齢者医療の被保険者が医療機関で健診を受けるときの医療機関へ支払う委託料単価の増額及び健診時の血液データなどを保健指導に役立てることを目的に医療機関から提供していただくための委託料を新規に追加するものであります。

118ページ、歳入であります。諸収入165万6,000円の増は、歳出で説明しました健診委託料やデータ提供委託料の費用であり、後期高齢者医療後期連合からの受託事業収入であります。

121ページ以降、事項別明細書を添付しておりますので、御参照ください。

以上、福祉保険課所管の議案6件につきまして、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（工藤 博志議員） 続いて、議案第30号、第35号について、保健センター事務長。

○保健福祉総合センター事務長（林 謙一事務長） 保健福祉総合センター所管の条例改正議案1件、補正予算議案1件について御説明いたします。

初めに、議案第30号高千穂町介護保険条例の一部改正につきまして御説明いたします。

議案集の13ページからになります。

今回の条例改正は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して国民健康保険、国民年金等の保険料の減免等を行うとされたことを踏まえ、介護保険の第1号被保険者の保険料の減免についても、感染症の影響により対象となる者の基準を定める規則を制定し、減免の対象となる保険料を令和元年度分及び令和2年度分の保険料で、令和2年2月1日以降に納期限が到来する者から適用することに伴い、従前の条

例では保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については、納期限前7日までに特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については、特別徴収対象年金給付の支払いに係る前々月の15日までに申請書を提出しなければならないとされていたものを、申請の期限にそれぞれ災害のやんだ日から30日以内を加え申請できるようにするため、条例の一部改正を提案するものであります。

次に、議案集の87ページからになります。

議案第35号令和2年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ191万9,000円を減額し、補正後の予算総額を14億3,162万3,000円とするものであります。また、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ191万円を追加し、補正後の予算総額を1,302万円とするものであります。

補正の主なものについて御説明いたします。

90ページの歳入ですが、国庫支出金が320万円の減額、支払基金交付金が27万8,000円の追加、県支出金が160万円の減額、繰入金が260万3,000円の追加ですが、人件費の補正に伴うそれぞれの負担割合による財源調整であります。

次に、91ページの歳出ですが、総務費が229万3,000円の追加、地域支援事業費が794万7,000円の減額ですが、人件費及び会計年度任用職員の費用弁償の補正であります。

次に、予備費が182万5,000円の追加ですが、財源調整として計上したものであります。

次に、諸支出金が191万円の追加ですが、サービス事業勘定への繰出金であります。

93ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので、参考にして御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、介護サービス事業勘定であります。104ページを御覧ください。

まず、歳入ですが、繰入金が191万円の追加で、事業勘定からの繰入金であります。

次に、105ページの歳出ですが、総務費が189万円の追加、サービス事業費が2万円の追加で、人件費及び会計年度任用職員の費用弁償の補正であります。

107ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので、参考にして御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で、保健福祉総合センター所管の議案2件につきまして説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤 博志議員） ここで、11時10分まで休憩します。

午前10時57分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（工藤 博志議員） 休憩前に続き、会議を開きます。

続いて、議案第31号、第39号、第40号について、財政課長。

○財政課長（佐藤 英次課長） それでは、財政課所管の議案第31号及び議案第39号、第40号について御説明申し上げます。

初めに、議案第31号令和2年度高千穂町一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案集の17ページをお開きください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,083万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を104億7,137万3,000円とするものであります。

それでは、18ページをお開きください。

まず、歳入ですが、分担金及び負担金5万2,000円は、コミュニティ助成事業の地元負担金です。

次に、国庫支出金1億13万3,000円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金9,970万3,000円、学校臨時休業対策費補助金38万4,000円、地域子ども・子育て支援事業費補助金4万6,000円です。臨時交付金9,970万3,000円は、10の事業に充当しております。

県支出金は、2,744万5,000円の増です。小水力発電等農村地域導入支援事業費補助金550万円、未来につなぐ中山間地域農業支援事業補助金304万5,000円、新型コロナウイルス感染症対策商品券発行事業の県負担金1,600万円が主なものです。

繰入金6,012万6,000円の減は、財源調整のための財政調整基金繰入金でございます。

諸収入は、2,332万7,000円の増です。森林整備センター保育事業費2,000万円、後期高齢者広域連合受託事業収入517万1,000円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

19ページを御覧ください。

今回の補正では、主に定期人事異動による人件費の補正及び新型コロナウイルス感染症対策に係る経済支援策等を計上しております。

まず、人件費は、費目により増減がありますが、給料、手当、共済費合わせて873万5,000円の減であります。

次に、費目ごとの主なものについて御説明いたします。

最初に、議会費ですが、211万3,000円の減です。職員給与費及び旅費の減です。

総務費は、1,091万4,000円の増です。人件費が985万3,000円の増、新型コロ

ナ対策としての高校生向け商品券発行事業350万円が主なものです。

民生費は、390万8,000円の減です。異動に伴う人件費の減が主ですが、児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金253万円を計上しております。

衛生費は、919万2,000円の増です。町立病院におけるコロナ対策費用の病院事業会計への繰出金744万1,000円が主なものです。

農林水産業費は、5,608万6,000円の増です。人件費が457万3,000円の増、コロナ対策農畜産物支援事業費が計1,528万4,000円、未来につなぐ中山間地域農業支援事業補助金が609万円、小水力発電等調査計画委託料が1,001万円、森林整備センターの保育事業委託料が2,000万円の増となっております。

商工費は、1,888万5,000円の増です。コロナ対策商品券発行事業費1,607万3,000円の増が主なものです。

土木費は1,001万7,000円の減ですが、人事異動に伴う人件費の減により、下水道事業特別会計への繰出金709万2,000円の減が主なものです。

消防費は、234万4,000円の増です。福祉施設へのマスクの配布に伴う経費119万9,000円、コロナ対策に係る災害時の避難所の衛生環境を保つための物品購入費132万円を計上しております。

教育費は、944万8,000円の増です。コロナ対策に係る小中学校の給食援助費709万7,000円、臨時休業時の対策負担金69万4,000円の計上が主なものです。

以上で歳入歳出の説明を終わりますが、議案集の21ページ以降に歳入歳出予算の事項別明細書を添付しておりますので、参考にさせていただきたいと存じます。

次に、議案第39号財産の取得について説明いたします。

町長の説明にもありましたように、土地・建物の取得契約について、地方自治法及び町条例の規定に基づきまして議会の議決をお願いするものであります。

取得します財産は、現在、高千穂産婦人科診療所が診療をされております土地及び建物であります。建物について、所在地が高千穂町大字三田井字寺迫1099番地14、鉄骨造陸屋根平屋建て、面積が180.00平方メートル、同敷地内の倉庫が同地同字1099番地の17、面積が121.60平方メートル。土地につきましては同所同字、地目、宅地、面積が921.86平方メートル、同所同字1099番地の17、地目、宅地、8.65平方メートル。契約の相手方は、所有者である宮崎市高千穂通1丁目6番21号、宮崎県たばこ耕作組合、組合長森國俊氏。取得金額は、1,970万円であります。

以上で、議案第39号の説明を終わります。

次に、議案第40号の工事請負契約の締結について御説明いたします。

令和2年度高千穂町防災行政無線施設（同報系）整備工事の入札執行に当たりましては、町が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格、指名基準等に要する要綱に基づき、4月16日に指名審査会を開催し、指名業者を選定したところでございます。

5月21日に指名競争入札を行い、落札業者を決定し、5月27日に仮契約を締結しましたので、地方自治法及び町条例の規定に基づきまして議会の議決をお願いするものでございます。

契約金額は4億8,818万円、契約の相手方は、福岡県福岡市博多区東比恵3丁目1番2号、エコー電子工業株式会社本社、本社責任者、守正幸氏でございます。

以上で財政課所管議案の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（工藤 博志議員） 続いて、議案第33号、第34号、第38号について、上下水道課長。

○上下水道課長（江藤 良一課長） 上下水道課所管の特別会計補正予算2件、企業会計補正予算1件の計3件の補正予算について御説明いたします。

今回の3件の補正予算につきましては、本年4月1日付の人事異動に伴う人件費の補正が主なものであります。

4月の人事異動では、上下水道課の職員数11名につきましては変動がありませんでしたが、上水道工務係の職員1名が本年2月から病気療養中であります。そのため、昨年度3名体制であった下水道係の職員を1名減の2名体制にし、その1名を上水道に内部異動しました。さらに、技術職員を他の係と兼務させるなどして業務に当たっております。

このような状況を踏まえていただきながら説明をお聞きいただきますようお願いいたします。

初めに、議案集59ページの議案第33号令和2年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ33万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,254万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項明細書の67ページから御覧ください。

歳入の33万9,000円の減額は、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金を33万9,000円減額するものであります。

一方、歳出の33万9,000円の減額につきましては、69ページの衛生費、簡易水道費、維持管理費の給料を7万9,000円、職員手当等26万円減額するものであります。

次に、73ページの議案第34号令和2年度高千穂町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

先ほど冒頭に説明しましたとおり、本年度の下水道担当職員数は、昨年度の3名から1名減の2名体制となっております。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ709万2,000円を減額し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億645万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の81ページから御覧ください。

歳入の709万2,000円の減額は、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金を709万2,000円減額するものであります。

一方、歳出の709万2,000円の減額につきましては、83ページの総務費、総務管理費、一般管理費の給料を308万1,000円、職員手当等を257万2,000円、共済費を143万9,000円減額するものであります。

最後に、141ページの議案第38号令和2年度高千穂町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

上水道につきましては、本年度の担当職員数は6名から1名増の7名体制となっております。また、収入の増額が見込めないことから、支出を抑えることで対応したいと考えております。

初めに、第2条では令和2年度高千穂町水道事業会計予算第3条で定めた収益的支出を88万5,000円増額し、補正後の収益的収入及び支出の総額を、それぞれ1億7,651万9,000円と同額とするものであります。

次ページ実施計画補正1号を御覧ください。この実施計画補正は、収益的収入及び支出の目ごとの補正額を表しております。上段の収入につきましては、補正はありません。下段の支出では、営業費用の原水及び浄水費を190万円減額し、補正後の額3,611万2,000円とするものであります。

次に、配水及び給水費を327万2,000円増額し、補正後の額を4,789万4,000円とするものであります。

最後に、総係費を48万7,000円減額し、補正後の額を4,435万7,000円とするものであります。したがって、補正額の合計は88万5,000円となり、水道事業費用の総額を1億7,651万9,000円とするものであります。

141ページに戻っていただきまして、第3条では、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費の金額を739万6,000円増額し、補正後の額を5,460万7,000円とするものであります。補正予定額739万6,000円の内訳につきましては、144ページ、給与費明細書（第1号）を御参照ください。

戻っていただきまして、143ページの資金計画補正（第1号）では、今回の補正に伴う現金預金の年度末の残高を2億8,709万7,000円と予定するものであります。

以上、上下水道課所管の特別会計補正予算2件、企業会計補正予算1件の計3件の補正予算について説明いたしました。

何とぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（工藤 博志議員） 続いて、議案第37号について、病院事務長。

○病院事務長（戸高 雄司事務長） 議案第37号令和2年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正（第1号）について御説明申し上げます。

議案集の131ページをお開きください。

今回の補正は、第2条で予算第3条に定めた収益的収支のうち、収入の第2項医業外収益の額を217万5,000円増額し、補正後の額を1億6,597万9,000円とし、病院事業収益の総額を21億7,109万5,000円とするものです。また、支出の第1項医業費用の額を4万7,000円減額し、補正後の額を22億2,844万9,000円に、第2項医業外費用の額を282万2,000円増額し、補正後の額を1億4,247万8,000円とし、病院事業費用の総額を23億7,092万8,000円とするものです。

次に、第3条で予算第4条に定めた資本的収支のうち、収入の第2項補助金の額を526万6,000円増額し、資本的収入の総額を1億3,639万3,000円とするものです。また、支出の第1項建設改良費の額を526万6,000円増額し、補正後の額を6,752万円とし、資本的支出の総額を2億3,111万4,000円とするものです。

続きまして、議案集132ページ、第4条で予算第6条に定めた議会の議決を得なければ流用することのできない経費の金額のうち、職員給与費284万6,000円を減額し、補正後の額を12億9,329万4,000円、訪問看護費のうち職員給与費を284万6,000円増額し、補正後の額を3,384万1,000円とするものです。

詳細につきましては、議案集133ページからになります。

予算実施計画補正で御説明申し上げます。まず、収益的収入につきまして、医業外収益の国県補助金として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金217万5,000円を計上しております。

収益的支出につきましては、医業費用の給与費を284万6,000円減額、診療材料費を172万1,000円、経費を47万8,000円、研究研修費を60万円、それぞれ増額計上しております。

経費の内訳は、旅費交通費2万4,000円、消耗品費22万8,000円、修繕費22万6,000円で、給与費及び経費の旅費交通費につきましては、職員の院内異動に従うものであります。また、医業外費用といたしましては、訪問看護費を282万2,000円の増額を計上しております。これにつきましても、職員の院内異動に伴うものであります。

次に、議案集134ページ、資本的収入につきましては国県補助金として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金526万6,000円を計上しております。資本的支出につきましては、建設改良費の有形固定資産購入費として526万6,000円を計上しております。機

器備品購入費の内訳といたしましては、新型コロナウイルス感染症の接触者外来運用に必要な備品といたしまして、電子カルテ用パソコン、プリンター、各1台92万3,000円、陽性入院患者受入れに伴う病棟運用に必要な備品といたしまして、電子カルテ用パソコン、プリンター、各1台92万3,000円、ベッドサイドモニター、生体情報送信機、各2台、342万円の購入を予定しております。

135ページ以降に、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表を添付しておりますので、合わせて御審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（工藤 博志議員） 続いて、議案第41号について、農地整備課長。

○農地整備課長（佐藤 峰史課長） 農地整備課所管の議案1件について、御説明いたします。

議案集149ページを御覧ください。

議案第41号団体営農村地域防災減災事業の施行について、御説明いたします。

土地改良法第96条の2第2項の規定に、市町村は土地改良事業を行おうとする場合において、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経て、事業の計画概要と必要事項を定めることとなっておりますので、議会の議決を求めるものでございます。

150ページを御覧ください。

ここに計画しております今藤、西の内地区であります。用水路改修延長、今藤地区1,382メートル、西の内地区1,125メートル、事業費、今藤地区1億2,800万、西の内地区1億4,100万、事業期間、令和3年度から令和6年度で、それぞれ計画しております。

この計画におきまして、令和2年度内に事業実施の公告縦覧を行う予定でございます。

以上で、議案1件の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（工藤 博志議員） 報告3号につきましては、町長の説明のとおりでありますので、関係課長の説明は省略します。

以上で、町長提案の日程第5「報告第3号」から日程第22「議案第41号」までの「報告、議案、合計18件」について説明が終わりました。

ただいま説明が終わりました議案に対する質疑につきましては、議案熟読の休会を経て、次の会議で行うこととします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて散会します。

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

午前11時39分散会